

令和6年

大東四條畷消防組合議会第2回定例会会議録

令和6年11月21日 開会

令和6年11月21日 閉会

大東四條畷消防組合議会

令和6年 大東四條畷消防組合議会第2回定例会会議録

目 次

第1日（令和6年11月21日）（木）

○議事日程	1
○出席議員	1
○説明者氏名	1
○職務のために出席した者	1
○本会議の会議事件	1
○開会	2
○日程第1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第2 会期決定について	3
○日程第3 認定第1号上程	3
理事者説明	3
質疑	5
採決	9
○日程第4 一般質問	9
○閉会	14

令和6年 大東四條畷消防組合議会第2回定例会（第1日）

令和6年11月21日（木）

○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名について
第2 会期決定について
第3 認定 第1号 令和5年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出
決算について
第4 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1から第4まで

○議員定数9名

出席議員8名

- | | | |
|------------|----------|----------|
| 1番 あずま 健太郎 | 4番 光城 敏雄 | 8番 坂本 勇基 |
| 2番 小南 いちお | 5番 吉田 裕彦 | 9番 児玉 亮 |
| 3番 天野 一之 | 6番 若松 正治 | |

○説明者

- | | | | |
|-----------|-------|---------|-------|
| 管理者 | 逢坂 伸子 | 四條畷消防署長 | 木村 真敏 |
| 副管理者 | 東 修平 | 次長兼警防課長 | 河野 哲輝 |
| 会計管理者 | 川口 克仁 | 総務課長 | 堤 悟士 |
| 消防長 | 瀧田 昭彦 | 予防課長 | 高見 栄二 |
| 消防次長兼人事課長 | 西岡 栄治 | 予防課参事 | 山口 勝弘 |
| 大東消防署長 | 平田 繁樹 | 警防課参事 | 宮川 茂樹 |

○職務のために出席した者

- 人事課長補佐 春日 直樹 予防課長補佐 片山 和広 警防課長補佐 片山 好司

○事務局

- 総務課上席主査 矢野 崇 総務課上席主査 清親 勇亮 総務課主査 吉村 一樹

○本会議の会議事件

- ・令和5年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について

【開会 13 時 30 分】

(児玉議長) これより、令和 6 年大東四條畷消防組合議会第 2 回定例会を開会いたします。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、管理者より第 2 回定例会を招集されましたところ、議員各位には時節柄何かとご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

どうか慎重にご審議を重ねられますとともに、議事進行に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

次に、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(逢坂管理者) 議長

(児玉議長) 逢坂管理者

(逢坂管理者) 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに、令和 6 年大東四條畷消防組合議会第 2 回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位にはご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日、ご提案申し上げます議案は、令和 5 年度一般会計歳入歳出決算の認定の 1 件でございます。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(児玉議長) 次に、事務局より諸般の報告をお願いします。

(清親総務課上席主査) ご報告させていただきます。

四條畷市議会より選出されておりました、渡辺 裕議員が令和 6 年 11 月 8 日をもって、議員の職を辞職されましたことをご報告いたします。以上でございます。

(児玉議長) 本日は、8 名全員の出席をいただいております、議会は成立いたします。

この際、申し上げます。本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおり定めておりますので、これによりご了承いただきたいと思います。存じます。

【日程第 1 会議録署名議員の指名について】

(児玉議長) 次に、日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 72 条の規定により、議長において議席番号 2 番 小南 いちお議

員、6番 若松 正治議員を指名いたします。

【日程第2 会期決定について】

(児玉議長) 次に、日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本会議の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

【日程第3 令和5年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について】

(児玉議長) 次に、日程第3 認定第1号 令和5年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算の件を議題といたします。理事者の説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(児玉議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 認定第1号 令和5年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。議案書1ページをお開きください。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算に対する監査委員の意見を付し、同条第5項の規定により、その他政令で定める書類等を併せて提出し、決算の認定をお願いするものでございます。

まずは決算の概要につきまして、主要な施策の成果説明書により、千円単位でご説明申し上げます。2ページをお開きください。

1. の各年度決算額等の推移でございます。

令和5年度一般会計の歳入総額は、21億5千744万6千円、歳出総額は、21億1千679万7千円で、歳入歳出差引は、4千64万9千円の黒字となっております。

また、翌年度に繰越すべき財源はありませんので、実質収支は、歳入歳出差引と同額となりました。

当該年度の実質収支から前年度の実質収支を引いた単年度収支は、1千828万3千円の黒字となっております。

次に、2. の各年度両市分担金の推移でございます。

分担金の合計は、19億1千9万8千円で、内訳は大東市が12億3千373万2千円、四條畷市が6億7千636万6千円でございます。

分担比率については大東市が64.59%、四條畷市が35.41%で、分担金の合計は、前年度と比較し

て8千743万円、4.8%の増加となっております。

次に、3ページ、3.の歳入歳出決算の状況(1)の歳入をご覧ください。

款1の分担金及び負担金、19億1千9万8千円の構成比は、歳入全体の88.5%となっております。

また、款7の組合債、2億30万円の構成比は、9.3%となっております。

次に、(2)の歳出、目的別をご覧ください。

款3の消防費が、全体の95.1%を占めております。

続いて、歳出における経費を性質別に分類した(3)の表をご覧ください。

人件費が全体の75.2%、物件費が6.1%、公債費が4.7%、普通建設事業費が11.9%といった構成比となっております。

それでは、4ページ、5ページをお開きください。

令和5年度における歳出の特徴について、3点ご説明いたします。

1点目は、人件費の増加でございます。職員の給料、手当等の総額で、15億9千136万9千円を支出しており、当該年度に行われた人事院勧告による給与改定を主な理由として、前年度に比べ、4千883万5千円が増加となっております。増減率は3.2%の増加でございます。

2点目は、公債費で、全体の4.7%にあたる、9千943万8千円を支出しておりまして、前年度からは、364万2千円、増減率では3.5%が減少となっております。公債費につきましては、これまでに借入れた起債が、順次、償還年限を迎えていることから、毎年度の支出額が減少しているものでございます。

3点目は、普通建設事業費の増加でございます。消防設備や庁舎等に関する投資的な経費の合計で、2億5千156万3千円を支出しており、前年度からは、1億2千506万3千円、増減率では98.9%が増加しています。

その他、臨時、経常、財源別の分析は、6ページ、7ページに記載しているとおりでございます。

また歳出の大部分を占めております人件費につきましては、8ページの人件費の状況に、区分毎の対前年度比較を記載しております。

それでは、歳入歳出決算の詳細につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

別冊決算書の8ページ、9ページをお開きください。

はじめに、歳入からご説明いたします。

款2・使用料及び手数料のうち、項2・手数料、目1・手数料、節1・消防手数料、124万3千880円は、危険物関係等の手数料でございます。内訳は、備考欄に記載のとおりです。

次に、款4・府支出金、項1・府補助金、目1・消防費府補助金、節1・消防費府補助金、466万2千円は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業により調達した、救急隊の感染防止衣と、消防用ヘリコプターの運営費に対する補助金でございます。

次に、款5・財産収入、項1・財産売払収入、目1・物品売払収入、節1・物品売払収入、12万1千690円は、運用を終了した公用車の売払い収入でございます。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

款6・諸収入、項2・雑入、目1・雑入、節1・雑入は、1千816万3千756円となっております。その大半を占めますのは、当組合から両市の危機管理部局に派遣している職員の給与負担金で、大

東市から 859 万 8 千 976 円、四條畷市から 780 万 2 千 635 円を収入しております。

次に、款 7・組合債、項 1・組合債、目 1・消防債、節 1・消防債、2 億 30 万円の内訳は、備考欄に記載のとおりで、それぞれの内容は、上段から、田原分署の防水工事、消防指令センター及び消防救急デジタル無線の更新、救急車及び公用車の購入に充当する借入れでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

12 ページ、13 ページをお開きください。

款 1・議会費、款 2・総務費については、組合議員、管理者、副管理者、産業医、監査委員に対する報酬が主なものでございます。

次に、14 ページ、15 ページをお開きください。

款 3・消防費、項 1・消防費、目 1・常備消防費につきましては、備考欄に細目ごとの細節別決算と、委託料や負担金については項目ごとの決算額を記載していますのでご覧ください。

主な細目について特徴をご説明いたします。

細目 02 職員給与等管理費は、備考欄に職員の報酬、給料、各種手当等の内訳を記載しております。

次に、細目 10 の消防庁舎維持管理費につきましては、17 ページをお開きください。

施設修繕料として、西分署のオーバースライダーシャッター改修と、西分署及び本部庁舎の LED 改修を行っております。

委託料では、四條畷署の状況調査として、建物の劣化診断を行っており、また、工事請負費では、経年劣化により、雨漏りが発生していた、田原分署の防水工事を行っております。

次に、19 ページをお開きください。

細目 12 消防設備等維持管理費の事務業務委託料では、当該年度から 2 か年度にわたって整備を進めています、消防指令センター及び消防救急デジタル無線の構築委託料として、1 億 9 千 156 万 7 千 970 円を支出しております。

次に、25 ページをお開きください。

細目 17 消防力等整備事業の機械器具購入費として、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材及び公用車の購入費を、それぞれ記載のとおり支出しております。

事項別明細書によるご説明は、以上でございます。

なお、主要な施策の成果説明書の 11 ページ以降に、細目単位で整理した、主要な業務実績を掲載しておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

以上が、認定第 1 号 令和 5 年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。何とぞよろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

(児玉議長) 議案質疑につきましては、1 名から通告がありましたので、質問を許可します。

なお、議案質疑は、会議規則第 47 条の規定により、同一議員につき、同一議題について 3 回以内といたします。

それでは 3 番 天野 一之議員どうぞ。

(天野議員) 天野です。よろしくお願いたします。

まず、1 点目は、人件費の中でも時間外勤務手当の推移について、ちょっとお聞きをいたします。

先ほどの説明の中でも、時間外手当につきましては、減少しております、人件費全体では、前年比の3.2%、4千883万円の増でということで、人事院勧告での給与費のアップなどが主な理由という説明をされておりました、昨今の物価高騰も踏まえて、増加は私は妥当なものだと考えております。

前年度まででしたらコロナの感染によりまして、救急の活動の増加、そして出勤からの時間が増大によって、時間外勤務手当の増大であったと思います。当時の状況からも、その人件費の中の時間外勤務手当というのも当然妥当なものとして、当議会でも勤務、労務状態も含めていろいろ取り上げさせていただきましても、感染の状況、第5類の移行となりました昨年の令和5年度では、時間外勤務手当が発生する状況、これはどのような推移になっているのか。そして、また、隊員の皆さんの労務負担の状況も含めて、この時間外勤務手当の減少になっているのかということについて、ちょっとご質問をいたしますのでお願いいたします。

(西岡消防次長兼人事課長) 議長

(児玉議長) 西岡消防次長兼人事課長

(西岡消防次長兼人事課長) 時間外勤務手当のご質問についてお答えいたします。

令和5年度における時間外勤務の総時間数は、3万708時間で、対象職員1人当たりには換算しますと、181時間となり、令和4年度と比較しますと、全体で約900時間減少しております。時間外勤務手当の推移では、出場に対する手当が減少していることから、新型コロナウイルス感染拡大時期に比べ、救急需要の増加に伴う時間外勤務は軽減していると分析しております。また、出場以外による主な増加要因は病気や怪我をはじめ、育児休業や研修等で、交代制勤務に従事する職員に欠員が生じた際に、その欠員を補充するために、手当支給が発生することにあります。したがって、引き続き職員採用による人員確保や配置を工夫するなど、適正な勤務環境を維持することで、職員の労務負担軽減に努めてまいります。以上でございます。

(天野議員) 議長

(児玉議長) 天野議員

(天野議員) 感染が一定落ち着いたということで、この問題につきましては、今ひとつ安心してできる場所です。ただ、今申し上げられました増加要因、出場以外の増加要因ということで、当然隊員の皆さんの、急な病気休暇などを含めて、育児休業ということも、いろいろ要因としてあるようなんですけども、今日はちょっと聞きませんが、しっかりとまた育児休業など、必要な時には取れるような体制及び当然、病気とか怪我など急なことで、勤務交代が必要な時は、無理ない配置なども含めて取り組んでいただけるようお願いしておきます。

続いて2点目です。四條畷署の状況調査委託費253万円ということも、先ほどもご説明ありましたが、この所管の管内で、一番最も老朽化及び耐震化など、対策が必要な庁舎だというふうに考え、認識しております。

今回の調査での調査結果の概要と、その結果を踏まえた上での今後急ぐべき対策や、今後のその対策に対するスケジュールについて、ここでの見解はどうでしょうかお伺いします。

(堤総務課長) 議長

(児玉議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 四條囃署状況調査のご質問についてお答えいたします。

四條囃署は、昭和49年10月に建築され、その後、平成17年に耐震化工事を行い、当該年度で建築後50年を迎える庁舎であります。

本調査は、専門業者により建物の劣化状況を確認し、今後の長寿命化の可否を判断するために行ったものです。

調査内容としては、コンクリートのコア抜きによる圧縮強度試験と中性化試験を行いまして、ともに長寿命化に適するという結果が出ております。

長寿命化を行う場合の使用年数は、80年を目標としておりますので、今後、建築後60年目を目安とした定期修繕の計画を策定し、消防活動の拠点施設として必要な機能が確保されるよう、庁舎の維持管理に努めてまいります。以上でございます。

(天野議員) 議長

(児玉議長) 天野議員

(天野議員) ありがとうございます。平成17年に耐震化されてるということで、一定は、急な大地震など来てもということ、まあ、若干一定安心もできるんですが、今後、約10年ぐらいかけて、建築後60年を目安にしたということで、80年をね、使えるような対策をするということになっておるんですが、昨今いろいろね、大地震など含めた大きな災害というのが、いろいろまた懸念されてきておりますので、当然、予算も伴うものなんで、急というわけにはいかないと思うんですけども、しっかりと状況も踏まえて、柔軟にできるところも検討の余地があれば、しっかりと、そういったところも踏まえて、また取組んでいただければということをお願いしておきます。

3つ目最後です。予防課についてね、使用料及び手数料についてお聞きをいたします。

審査の意見書を見てみますと、この手数料、使用料などですね、前年増で保安三法による記述とあります。

理由としては、昨年も含めて、議会の改正のところで質問もさせてもらったんですけども、法改正による手数料の増額であったり及び許可申請の条件となる件数が増加したのかということがまず気になります。

まずその状況について説明を求めると、2点目として、令和5年度からオンラインでの申請を開始されてると思いますけども、現在に至るまでの利用状況や、オンラインでの申請を利用される利用者の皆さんの意見について、どのように受け止めておられるか見解を伺います。

(高見予防課長) 議長

(児玉議長) 高見予防課長

(高見予防課長) 手数料収入の増加の件ですが、保安 3 法のうち、まず、高圧ガス関係の手数料収入が、令和 4 年度では 2 万 8 千円であるのに対し、令和 5 年度は 27 万 1 千 250 円であり、24 万 3 千 250 円の増加となっております。これは、単純に許可等にかかる申請が多かったためであります。

一方、液化石油ガス関係の手数料収入は、令和 4 年度は 9 万 9 千 520 円であったのに対し、令和 5 年度は 50 万 4 千 280 円と、40 万 4 千 760 円の増加となっております。これは、保安機関認定の更新が 5 年ごとに必要となっており、1 件につき 4 万 8 千 500 円の手数料が必要となります。令和 4 年度の 2 件に対し、令和 5 年度は 9 件と更新時期が重なった事業所が多かったためでございます。

次に、令和 5 年度に開始しましたオンライン申請の件についてですが、まず令和 5 年度は試行期間を経て、実質は 2 月と 3 月の 2 か月間となっております。

利用状況につきましては、消防用設備等点検報告が 3 件、訓練実施報告書が 1 件の 4 件となっております。

令和 6 年度につきましては、4 月から 10 月末までで、消防用設備等点検報告が 70 件、防火管理者選解任届が 28 件、訓練実施報告書が同じく 28 件、それ以外を併せて合計 153 件となっており、確実にオンライン申請の利便性が浸透しているものと考えております。

また、利用者の意見については、窓口に出出にいられた方に、オンライン申請について案内させていただいた際は、今回は、オンライン申請にするといった意見が聞かれますので、さらに増えていくものと予想しております。

今後もさらに周知を進め、市民の利便を図っていきたくと考えております。以上でございます。

(天野議員) 議長

(児玉議長) 天野議員

(天野議員) ありがとうございます。それでは市民の皆様の利便性なども踏まえて、また、必要な手数料は、あんまりどうしても、法的に決められるんですけども、市民負担のところ、必要なものは必要だということで、適正に運営を行っていただきたいということで終わります。ありがとうございます。

(児玉議長) 天野一之議員の質疑が終了いたしました。

以上で、通告による質疑が終了いたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

【「なし」の声あり】

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより認定第1号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

【日程第4 一般質問】

(児玉議長) 次に、日程第4 一般質問を行います。

一般質問については、1名から通告がありましたので、質問を許可します。

なお、一般質問は、会議規則第48条の規定により、議長において、各議員の発言時間を、理事者発言時間を除き、10分間といたします。

それでは、1番 あずま 健太郎議員どうぞ。

(あずま議員) 1番 あずま 健太郎です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、防火管理強化に向けたランク付けシステムと運用基準の整備について、5点の質問をさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

大東市及び四條畷市における火災予防の取り組みは、市民の生命と財産を守る上で、極めて重要です。特に近年では、市内において、多様化、複雑化する防火対象物が増加しており、それに伴い、火災予防の体制強化が求められています。こうした背景の中で、防火管理の重要性はますます高まっております。

令和5年第2回定例会では、査察優先度のランク付けシステムの導入に向けた課題を取り上げ、防火管理体制の効率化とさらなる向上を目指した議論を行いました。このシステムは、防火対象物ごとの危険度が見える化し、効率的かつ効果的な査察計画の立案を可能にすることを目的としております。

市全体の防火体制を底上げし、安全安心な街づくりの基盤をより強固なものとするためには、具体的な進捗状況の確認と課題の整理が必要不可欠です。

今回は、このランク付けシステムの進捗状況についてお伺いするとともに、その運用基準や期待される効果について質問をさせていただきます。また、消防設備点検の向上と火災予防全体の向上に向けて、どのような取り組みが進められているのかについても、明らかにしてまいりたいと考えております。

防火管理強化に向けた、査察優先度のランク付けシステムと運用基準の整備について、昨年11月に開催されました、令和5年第2回定例会において、課題提起させていただいた内容について、その進捗について質問をいたします。

まず1点目、現在のランク付けシステムの進捗と要素の選定、評価方法について教えてください。

い。具体的には、昨年の定例会で提起させていただいた、査察優先度のランク付けシステムについて、その進捗状況を確認したいと思います。

このシステムでは、防火対象物ごとの火災発生リスクや被害の大きさを基準に、危険度を見える化することが目的とされていますが、現在までの進捗状況について、お聞かせください。

また、評価の際に用いる要素の選定や、それらをどのように評価しているのか、その具体的な方法についても教えていただけますでしょうか。

(高見予防課長) 議長

(児玉議長) 高見予防課長

(高見予防課長) 査察優先度のランク付けについての進捗状況でございますが、現在、来年度から運用予定の新しい業務システムにおいて、いくつかの項目について点数化したものを、帳票によって集計できるように、業者側に要請しております。

項目の選定につきましては、火災発生危険度及び火災発生時の被害の大きさを主眼にして、消防用設備と点検報告の有無に加え、防火対象物の規模や用途、防火管理者を選任しているかなど、多岐にわたる項目を選定しております。以上でございます。

(あずま議員) 議長

(児玉議長) あずま議員

(あずま議員) ありがとうございます。火災発生危険度と、被害の大きさを基準とした多岐にわたる要素を選定し、それを点数化して見える化する仕組みは、非常に意義深いと感じております。これにより、データに基づいて、効率的かつ効果的に進めることが可能になると期待しております。

今後、評価基準の明確化と運用段階での透明性確保が重要になると考えていますが、それに向けた具体的な準備状況についても引き続き、確認してまいります。

それでは、データの収集はどのようにされているのか、その具体的な方法について教えてください。ランク付けシステムを構築する上で、データの収集が鍵となると考えます。防火対象物の危険度を適切に評価するためには、正確で、網羅的なデータが必要です。例えば、立ち入り検査や事業所からの報告など、具体的な方法についてお聞かせください。

(高見予防課長) 議長

(児玉議長) 高見予防課長

(高見予防課長) データの収集方法につきましては、立入検査等を通して収集したり、事業所か

らの各種報告や届出により把握しております。以上でございます。

(あずま議員) 議長

(児玉議長) あずま議員

(あずま議員) 承知いたしました。データ収集はですね、立ち入り検査や事業所からの報告を通じて行われるということでございますけれども、その正確性や網羅性、さらに、データ更新の頻度がシステム全体の信頼性を大きく左右すると思います。また、事業所との円滑な情報共有を可能にする仕組みが構築されれば、より多くの関係者にとって、利用しやすいシステムになるのではないかと感じました。

来年度からの本格運用に向けて、収集データの精度向上に向けた取組にも期待しておきたいと思っています。

ランク付けシステムの稼働時期及び現在の業務システムとの互換性や、その課題について説明をお願いします。具体的には、新たな業務システムとの互換性や、ランク付けシステムの稼働時期になります。

令和7年度には、新指令台が導入されるとの予定とのことでございますけれども、それに連動したランク付けシステムは、いつから稼働を開始する予定でしょうか。また、現在のシステムとの互換性について、課題や問題点があれば教えてください。

(高見予防課長) 議長

(児玉議長) 高見予防課長

(高見予防課長) ランク付けシステムの稼働時期は、新指令台の本格稼働となる来年4月からとなる予定です。

新業務システムとの互換性についてでございますが、令和7年度の新指令台の導入時に、指令台と連携した、新たな業務システムを導入します。現在のシステムとの互換性については、ほぼ全ての項目を適正に移行できるものとなっております。その業務システムを利用して、ランク付けシステムの運用となります。以上でございます。

(あずま議員) 議長

(児玉議長) あずま議員

(あずま議員) ありがとうございます。まあ、いよいよ令和7年度からスタートするということでございますので、よろしく願いいたします。令和7年度の新指令台導入にあわせたランク付けシステムが、新業務システムと連携して運用開始されるということについて、本当に大きな効果だ

というふうに思います。

一方で、システム移行に伴う初期の運用課題や職員の操作熟練度ですね、向上に向けた研修体制も重要であると考えております。こうした準備が円滑に進むことで、来年度からの運用がスムーズにスタートできることを期待しております。

ランク付けシステムを効果的に活用するためには、運用基準の明文化が不可欠であると考えておりますが、運用基準を明確にすることで、査察計画の策定や防火管理の継続性が向上すると期待します。この運用基準を策定するにあたり、具体的にどのようなステップを踏んでいくのか、また、明文化される運用基準には、どのような内容が盛り込まれる予定なのか、答弁をお願いいたします。

(高見予防課長) 議長

(児玉議長) 高見予防課長

(高見予防課長) 運用基準の明文化についてでございますが、査察規程に則り、査察を行う事業所の選定における基準として、先ほどの答弁させていただいた、優先度の元となる各項目のポイント数などを示しながら、運用基準の策定を進めていきます。以上でございます。

(あずま議員) 議長

(児玉議長) あずま議員

(あずま議員) 是非ともよろしく願いいたします。この基準が明文化されることで、現場の職員や関係者の間で、統一的な理解が図れるとともに、長期的な火災予防活動の基盤が強化されるものと思います。また、運用基準の策定過程で、現場の意見を反映することで、より実効性の高い仕組みが構築されることを期待しております。

では最後に、ランク付けシステムの導入により、どのような効果が期待されるのか伺います。

職員の業務効率化や危険度の高い対象物の減少、そして安全な街づくりの実現、といった点が挙げられると思いますが、より具体的な効果についてお聞かせください。

(高見予防課長) 議長

(児玉議長) 高見予防課長

(高見予防課長) まず1つ目として、職員に対しては、ランク付けをすることにより、各対象物における、火災予防上の危険度を見える化することができます。

2つ目として、査察の優先度により、査察を行う担当を分けることにより、事務効率の向上が期待できます。

3つ目として、火災予防上の危険度の高い対象物を減らすことにより、全体として、安全な街づくりとしての底上げが見込めると考えております。以上でございます。

(あずま議員) 議長

(児玉議長) あずま議員

(あずま議員) ありがとうございます。来年度からスタートするランク付けシステムはですね、防火体制の効率化や危険度の高い対象物の減少といった、具体的な効果をもたらすだけでなく、火災予防におけるデータ活用の新たな一步を示す、意義深い取組であると感じます。こうした新システムの導入がより安全、安心な街づくりの実現に向けた、重要な基盤となることを心から期待しております。

市民の生命と財産を守るためのこの取組が、令和7年度以降のさらなる発展につながるよう、引き続き努力をお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

(児玉議長) あずま 健太郎議員の質問が終了いたしました。

以上で一般質問を終了いたします。

(児玉議長) 以上をもちまして、本会議に付議されました議案は、全て終了いたしました。

それでは、閉会に際しまして、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(逢坂管理者) 議長

(児玉議長) 逢坂管理者

(逢坂管理者) 閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

令和6年大東四條畷消防組合議会第2回定例会を招集させていただきましたところ、ご提案いたしました議案につきまして、慎重にご審議の上、ご議決を賜り、誠に有難うございました。

今議会中にいただきました貴重なご意見、ご提案ご提言につきましては、今後の組合運営に十分に活かしてまいりたいと考えております。今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意いただき、ますますご活躍のされますことをご祈念申し上げますとともに、甚だ簡単ではございますが、閉会にあたりまして、私からのお礼のご挨拶とさせていただきます。どうも有難うございました。

(児玉議長) 本会議の全日程は、滞りなく終了いたしました。

議員各位をはじめ皆様方には、議事進行に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、令和6年大東四條畷消防組合議会第2回定例会を閉会いたします。

ご起立ください。
礼。

【閉会 14 時 10 分】

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 児玉 亮

2 番議員 小南 いちお

6 番議員 若松 正治